

大阪市告示第84号

中之島五丁目地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第3項において準用する同法第9条第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年1月23日

大阪市長 横山英幸

1 施行者の名称

中之島五丁目地区土地区画整理事業 共同施行者

2 事業施行期間

令和4年12月1日から令和8年6月30日まで

3 施行地区

大阪市北区中之島五丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

中之島五丁目地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地

大阪市中央区本町四丁目1番13号 株式会社竹中工務店内

6 施行認可の年月日

令和4年12月1日

7 変更認可の年月日

令和8年1月23日

(都市整備局市街地整備部区画整理課)